

お客さま各位

目論見書補完書面における未記載に関するお詫び

このたび、当行インターネット投資信託サービスでお客さまが投資信託をご購入いただく際に弊行より電子交付する目論見書補完書面「投資信託のお申し込みにあたって」(以下、「同書面」といいます)において、下記のとおり、法令上記載が必要な項目が記載されていないことが判明いたしました。

該当書面を弊行より交付いたしましたお客さまには、大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。今後はかかることのないよう管理体制を強化してまいります。

正しい同書面の交付をご希望のお客さまは、お手数をおかけいたしますが、弊行テレホンバンクまでご連絡くださいますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。
今後とも東京スター銀行をよろしく願いいたします。

記

1. 同書面に記載されていなかった項目および内容

項目	内容
金融商品取引契約の概要 (金融商品取引法第37条の3第1項第3号で定める項目)	弊行は、ファンドの販売会社として、募集のお取り扱いおよび販売などに関する事務を行います。
弊行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要 (金融商品取引法第37条の3第1項第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第82条第12号で定める項目)	<p>弊行が行う登録金融機関業務は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託受益権等の窓口販売業務 ・資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取り扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ業務 ・その他登録金融機関として行うことのできる業務の一部 <p>弊行において投資信託のお取り引きを行われる場合は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お取り引きにあたっては、投資信託総合取引口座等の開設が必要となります。 ・お取り引きのご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。 ・ご注文いただいたお取り引きが成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします。(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

2. 該当書面を交付していた期間および対象ファンド

期間	対象ファンド※
2011年6月20日 ～2017年11月16日	全てのファンド
2017年11月17日 ～2017年11月27日	・「SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (年2回決算型) /愛称: jrevive II」 ・「ゴールド・ファンド (為替ヘッジあり)」 ・「ゴールド・ファンド (為替ヘッジなし)」

※すべて弊行インターネット投資信託サービスにて販売したもの。

3. 本件に関するお問い合わせ

東京スター銀行 テレホンバンク 0120-330-655 (平日 9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～17:00)

以上